

お金がなく歯の痛みを我慢していました

移動なんでも相談会
仙台市・若林区日辺

7月30日、“移動なんでも相談会”が仙台市若林区日辺の若林日辺グラウンド多目的広場の仮設住宅で開催されました。宮城民医連からは、医師1人、歯科医師2人、看護師4人、技術部門2人、事務8人の合計17人がボランティア参加しました。

仮設住宅は197戸ありますが190戸に入居しています。集会所で医師・歯科医師などによる健康相談が行われたほか、他団体による炊き出しや尾花沢スイカが振る舞われ大変喜ばれていました。

古川民主病院宮井靖歯科医師の所に相談に訪れた若林六郷の大内市太郎さん(72)は、津波で家が流され仮設住宅で暮らしています。「歯が痛くて歯がぐらぐらする。家財は流され収入もないので歯医者さんに受診することもできない。歯医者さんが来ているというので相談にきました。」と話していました。宮井先生から診てもらいながら、*「被災された方は無料で治療を受けられる」ことを教えてもらい、大変助かりました。と話していました。その後、熊谷義純さんから歯ブラシや消毒液を受取り帰られました。



相談をうける宮井先生

*被災者の医療費無料、来年2月まで

《一部負担金等の徴収猶予及び診療報酬の請求について》

以下の方については、一部負担金等の徴収を猶予し、患者負担分を含め診療に要する費用の全額を審査支払機関に請求することができます。

- (1) 災害救助法が適用されている被災地域の住民であり、
- (2) 以下の申し立てを行った方

- 1.住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- 2.主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
- 3.主たる生計維持者が行方不明である方
- 4.主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- 5.主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- 6.福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方(福島第1原発から半径30キロ圏内)
※地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。(しんぶん赤旗より)

◆7月から保険証に加えて、「一部負担金等免除証明書」の提示が必要になった。また、免除期間は来年2月まで。

被災者に寄り添って



日用品の配布と一緒に、6人にではありますがお米が当たる抽選会が行われました。最初に当選した中村輝子さん(72) <写真右>は、「仮設住宅での生活はお金がかかるのでお米が当たってとても嬉しい」と話していました。お話を聞くなかで、“津波からは何とか逃げることができましたが自宅は全壊、高齢のご主人は避難所での生活をしたくないということで、被災した自宅にいました。震災直後で電気、水道、食糧もなく、避難所からのおにぎり1個とお豆腐1個置いて、避難所に戻りました。ところが翌朝自宅に戻ったら、ご主人は冷たくなっていた。心身ともに参っていたのでしょうか”と。いま私たちにできることはとても小さいことだけれど、手を差し伸べる事、気持ちを通い合わせる事が何より大切です。

一番必要なのはお米

縁側でお話しをしていた仲よし3人のご婦人、悩みは部屋が狭い事、食器が殆どない事、早く自宅に戻りたいが方針が(市の復興計画)決まっていないので帰れる目処がない、義援金が入っていない人もいて生活が大変。

支援物資を受け取りに来たH.Sさん(63)は、やはり一番必要なのはお米、仮設の入居は2年間と言われているが、神戸の震災で特例として、5年間と聞いているので、できれば5年間入居して、生活の再建を図りたいと話していました。